

2017年9月25日

第8回インターネットエコミーに関する日米政策協力対話に係る共同記者発表

米国と日本は、2017年9月21日から22日にかけて、ワシントンD.C.で開催された第8回インターネットエコミーに関する日米政策協力対話において、デジタル経済を発展させるための更なる協力へのコミットメントを強調した。

民間部門代表とのセッションも含む本会合において、両国は、プライバシーを尊重し、破壊や詐欺、窃取行為を防ぎつつ、効率性、イノベーション、コミュニケーション、社会的多様性、包摂性、持続可能な経済成長を促進する、オープンで相互運用可能で信頼性が高くセキュアなインターネットへの、共同のコミットメントを確認した。会議参加者は、イノベーション、データの自由な流通、プライバシー保護、デジタル経済の成長を支えるために重要な政策アプローチについて議論を行った。

特に、両国は、この対話の結果をペンス副大統領と麻生副総理によって主導される次回の日米経済対話に報告すべきであることを確認した。

両国は、在日米国商工会議所と経団連による民間部門の代表者から日米両政府に提出された書簡を歓迎した。本政策対話の民間部門の要素は、デジタル貿易とデータの自由な流通を可能とすること、プライバシーの保護、人工知能やIoT (Internet of Things) 等の最新技術についての力強い議論が含むものであった。

(1) 国際協調

両国は、マルチステークホルダー・アプローチに基づく、インターネット・ガバナンスの包摂的で開放的かつ透明な制度の重要性を強調した。両国は、G7、G20、OECD、APEC、フリーダム・オンライン連合、ITU、WSIS、ICANN、インターネット・ガバナンス・フォーラム等の国際フォーラムにおける、グローバルなインターネット政策に関する議論において、緊密に協力を続けることを決意した。とりわけ、イタリア・トリノで開催されるG7 ICT・産業大臣会合や、アルゼンチンで開催される世界電気通信開発会議(WTDC)等の国際会議に向け、緊密に連携することの重要性を確認した。

(2) 国境を越えたデータの流通とプライバシー保護

両国は、あらゆる規模のビジネスにとって、経済の既存分野や新たな分野における成長を促進する、デジタル経済とデータの自由な流通の重要性を確認した。両国は、アジア太平洋経済協力の越境プライバシールール(APEC CBPR)についての共同での支持を含む、効果的な情報プライバシーに関する保護を推進するとともに、国境を越えた情報の自由な流通の重要性について継続的・緊密に協力していくことを確認した。日米両国は、APEC CBPR システムの実施並びに同システムへの参加国及び参加企業の拡大についてコミットしていること、そしてこの目的に向け協力していく両国の意思を再確認した。

(3) デジタル貿易

両国は、自由で公正な貿易環境を推進し、データローカリゼーションを含む第3国によるデジタル貿易への制限、情報の自由な流通に対する制限、企業による ICT 製品の購入や販売、使用に関する制限、市場アクセスの条件としてのソースコードやその他の技術の移転要求に異を唱えていくために、緊密に協力することの重要性を再確認した。両国は、このような貿易制限措置が、しばしばサイバーセキュリティ防護として偽装されることを認識した。両国は、営業秘密やその他の商業上の秘密情報を含む知的財産を保護すること及び商業的利益を目的とした ICT による知的財産の窃取に対し戦っていくことの重要性を強く確認した。

(4) サイバーセキュリティ

両国は、インターネットエコノミーの成功のためのサイバーセキュリティの重要性を確認し、人材育成等、サイバーセキュリティ対処のための両国の能力を強化するための特定の国家のイニシアティブに関する情報を共有した。

(5) 研究開発協力

参加者は、IoT (Internet of Things)、スマートシティ、次世代ネットワーク等の領域における研究開発協力の進展を歓迎した。とりわけ、両国は、米国国立標準技術研究所 (NIST) が主導するグローバル・シティ・チーム・チャレンジ (GCTC) における協力の進展を歓迎した。両国は、米国の国立科学財団 (NSF) と日本の国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) との間のスマートにつながるコミュニティを支える高信頼ネットワークに係る日米共同研究プロジェクト (JUNO) の協力の成功及び NSF と日本の国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) との間のスマートにつながるコミュニティ、サイバー・フィジカル・システム及びビッグデータに関する日米研究交流を構築する取組みに留意した。両国は、日米科学技術協力合同委員会の枠組みを通じて研究開発協力に関する連携を継続することを強く確認した。

(6) 電気通信および情報アクセスの拡大

両国は、インターネットプロトコル技術の進展に関連するネットワーク技術の移行や、投資を促進し競争を促す最近の規制手法の進展に関する経験を交換した。さらに、米国は、障がい者のための放送におけるアクセシビリティを促進するための取組みに関する情報を提供した。両国は、本対話に並行し、投資を促進し競争を促すよう設計された、オープン・アクセスや相互接続等のそれぞれの規制の進展について、より詳細な議論を行うため、エキスパート・レベルの協議も行った。

参加者:

米国側は、国務省ロバート・ストレイヤー次官補代理 (サイバー及び国際通信情報政策担当)、商務省ジェームス・サリバン次官補代理 (サービス担当) はじめ、国務省、商務省、連邦通信委員会、米国通商代表部、連邦取引委員会、国土安全保障省、財務省、国立科学財団の関係者が参加した。日本側は、総務省今林顯一国際戦略局長をはじめ、総務省、内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会、外務省、経済産業省、国立研究開発法人情報通信研究機構及び独立行政法人情報処理振興機構の関係者が参加した。

以上